

【全体財務書類 注記事項】

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和59年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和60年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的以外の有価証券

市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

(売却原価は移動平均法により算定)

② 出資金

市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 貯蔵品……………先入先出法による低価法

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 6年～50年

工作物 6年～60年

物品 3年～20年

② 無形固定資産（リース資産を除きます。）……………定額法

(ソフトウェアについては、本町における見込利用期間（5年）に基づく定額法によっています。)

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去5年間の平均不納欠損率又は、個別に回収可能性を検討し、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額から、奈良県市町村総合事務組合への加入時以降の負担金の累計額から既に本町職員に対し退職手当として支給された額の総額を控除した額に、同組合における積立金額の運用益のうち本町へ按分される額を加算した額を控除した額を計上しています。

③ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当、勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 全体資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）

なお、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、水道事業会計については、税抜方式によっています。

2 重要な後発事象

(1) 主要な業務の改廃

水道事業会計について、令和7年度から奈良県広域水道企業団が行うこととなったため、令和7年度より水道事業会計が廃止されます。

下水道事業特別会計は、令和6年度から下水道事業会計に変更されます。

3 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体名	確定債務額	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
		損失補償等 引当金計上額	貸借対照表 未計上額	
高取町土地開発公社	—	97 百万円	303 百万円	400 百万円
計	—	97 百万円	303 百万円	400 百万円

4 追加情報

(1) 連結対象会計

会計名	区分	連結の方法	比例連結割合
国民健康保険特別会計	地方公営事業会計（その他）	全部連結	—
介護保険特別会計	地方公営事業会計（その他）	全部連結	—
後期高齢者医療特別会計	地方公営事業会計（その他）	全部連結	—
下水道事業特別会計	地方公営事業会計（その他）	全部連結	—
水道事業会計	地方公営事業会計（公営企業）	全部連結	—

連結の方法は次のとおりです。

- ① 地方公営事業会計は、全て全部連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない会計と出納整理期間を設けている会計との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。